

# 令和5年度 福祉のまちづくり有識者会議 議事要旨

日 時：令和6年3月19日（火）14:00～16:00

場 所：兵庫県民会館7階会議室「ぼたん」

出席者：相良二郎委員、野崎瑠美委員、糟谷佐紀委員、田中宏忠委員

## 1 概要

- (1) 福祉のまちづくりアドバイザーの登録（更新・新規）について  
異議なし
- (2) 「高砂市役所」ひょうご県民ユニバーサル施設について  
異議なし
- (3) その他（報告事項）
  - ①ユニバーサルツーリズム推進事業（ハード整備）の実施について
  - ②バリアフリー法施行令改正に伴う福祉のまちづくり条例改正の検討について
  - ③チェック&アドバイス、ひょうご県民ユニバーサル施設認定実績について

## 2 主な議論

- (1) 福祉のまちづくりアドバイザーの登録（更新・新規）について  
意見・質問等なし。  
(委 員) 認定ということによろしいか。  
(構成員) 異議なし  
(委 員) 新規の登録を認める。
- (2) 「高砂市役所」ひょうご県民ユニバーサル施設の認定について  
(委 員) 議場の傍聴席に関する意見はあったが、障害のある議員の座席への対応は可能か。  
(事務局) 議員の座席は階段状になっているが、一番下の段の座席は段差なしで移動可能である。  
(委 員) 一般トイレの良い点として「内開きで空気が分かりやすくてよい」との説明があったが、内開きは個室内で倒れたときには救助しにくい。個室がある程度広ければいいが。  
アドバイスの表現として一概に「よい」としていいのか。  
(事務局) 説明の都合上「内開きで空気が分かりやすくてよい」と記載しているが、実際には「空気が分かりやすい」とのご意見だった。個室内は比較的空間がある。  
(委 員) 車椅子駐車場の整備がよいとして説明があったが、車椅子駐車場は車椅子専用か。高齢者や妊婦も利用できるゆずりあい駐車場か。  
(事務局) ゆずりあい駐車場を兼ねた車椅子駐車場である。  
(委 員) 車椅子の乗降には広い幅が必要。車椅子以外の人でも利用できるゆずりあい駐車場だと区画が埋まっていることが多く、車椅子の方が駐車できない。  
出入口付近にはゆずりあい駐車場を、出入口から少し離れてもいいので、車椅子専用駐車場を設置していただきたい。  
(委 員) チェック&アドバイスの助言が20個出て設計に反映した助言が15個とあるが残りの5個はどのようなものか。  
(事務局) ディスプレイの音声案内、傾斜路の両側手すり、エレベーターの浮き彫り文字等。  
(委 員) 設計時点のチェック&アドバイスでの20個の意見のうち15個に対応したにも関わらず、竣工後のチェック&アドバイスで19個も意見が出るのか。  
(事務局) 竣工後のチェック&アドバイスでは、椅子の向きやガラスの注意書きといった、建築後に実際に見てから気が付くような内容の意見をいただいた。  
(委 員) チェック&アドバイスは何名で、どのような構成で行ったのか。  
(事務局) 5名。専門家アドバイザー1名（建築）、利用者アドバイザー4名（車椅子、視覚障害者、聴覚障害者、利用者（発達障害）の親）。

- (委員) 議場のモニター室の説明があったが、子ども連れはそちらを利用できるのか。  
(事務局) その通り。  
(委員) 多目的トイレがフロアに3つずつあるが、レイアウトは全て同じか、それぞれ別か。案内もあるか。  
(事務局) 別である。多機能トイレとその機能（オストメイト、おむつ替え等）の表示がある。  
(委員) 助言を踏まえた改善も行われているので認定ということによろしいか。  
(構成員) 異議なし  
(委員) 認定を認める。

### (3) その他（報告事項）

#### ①ユニバーサルツーリズム推進事業（ハード整備）の実施について

- (委員) 六甲荘は屋外テラス以外にも客室も改修したのか。全ての客室か。  
(事務局) 全洋室を改修した。  
(委員) 制度の周知方法はどのようにしたのか。今後の申請の見込みはあるのか。  
(事務局) 観光振興課から兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合や各施設に周知し、都市政策課からは建築士事務所協会、建設業協会などに周知した。宣言施設に対して意向調査を実施しており、37施設から制度利用希望の回答を受けている。  
(委員) 「ユニバーサルなお宿」宣言は施設のハード面でのバリアがあっても可能なのか。  
(事務局) 可能。宣言のチェックリストはハード面だけでなく、ソフト面の取組に関する項目もある。むしろソフト面のチェック項目の方が多く、ソフト面対応導入のきっかけにしてもらう意味もある。おもてなし研修の受講も条件としている。

#### ②バリアフリー法施行令改正に伴う福祉のまちづくり条例改正の検討について

- (委員) 車椅子駐車場の設置台数の基準の説明があったが、これは車椅子専用駐車場のことか。  
(事務局) その通り。  
(委員) バリアフリー法ではゆずりあい駐車場のような概念はない。  
(委員) 車椅子駐車場の基準はまちなかの駐車場にも適用されるのか。  
(事務局) 建築物に附属する駐車場及び駐車場専用の建築物が対象。  
(委員) 車椅子客席には球場の客席も対象なのか。  
当協会の役員会で役員の方から阪神甲子園球場の車椅子客席が大阪の基準に比べて少ないという意見を受けたことがある。案のとおり改正されれば、定員4万席なら200席も車椅子客席の設置が求められるのか。  
(事務局) 球場も対象である。

#### ③チェック&アドバイス、ひょうご県民ユニバーサル施設認定実績について

意見・質問等なし。